

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一百六十一條の二第二項」を「第一百六十二条第二項」に、「第一百一十一條第一項又は第一百一十一條第一項」を「又は第一百一十一條第一項」に改め、同条第二項中「又は第一百六十一條第一項」を削る。

十五條第一項(第百七十四条第四項において準用する場合を含む。)を削る。

第六条第一項第二号中「(第百六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てを含む。)」を削り、同項第三号及び第四号並びに同条第二項中「第一百一十九條第一項」を削る。

第九条中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、「若しくは第一百一十二条第一項」を削る。

第十四条中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、「又は第一百二十二条第一項」を削る。

第十七条第一項ただし書中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に、「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」を「、第一百二十二条第一項の審判において第一百三十四条第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第五項において準用する第一百六十五条の規定又は第一百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後)及び第一百一十六条第一項の審判において第一百五十六条第一項の規定による通知があつた後(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)」に、「第一百六十一条の三第二項及び第三項」を「第一百六十一条第二項及び第三項」に改め、「審判」の下に「若しくは第一百二十四条第一項の訂正」を加え、同条第二項中「前二項」を「第一項本文及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項第

「一」号中「基く」を「基づく」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

第十七条の二中「添附した」を「添付した」に改め、同条第二号中「第一百六十二条の三第一項」を「第一百六十二条第一項」に、「」の号を「」の項」に、「通知を」を「通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

四 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

第十七条の二に次の二項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前項において準用する前条第二項に規定するもののほか、第一項第四号及び第五号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項第一号に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮(前号に規定する一の請求項に記載された発明(第一項第四号又は第五号の規定による補正前のものに限る。以下この号において「補正前発明」という。)と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができない事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができない事項の全部又は一部を限定するものに限る。)

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の証明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

4 第百一十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第十七条の一第二項第二号」と読み替えるものとする。

5 第十七条の三第一項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

第十八条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

第二十九条の二第一項中「又は出願公開」を「若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第二項中「(昭和二十四年法律第百二十三号)」を削り、「又は出願公開」を「出願公開又は」に、「出願公開又は」を「出願公開」と、「発行」とあるのは「発行又は」に、「添附した」を「添付した」に改める。

第四十条の前の見出し、同条及び第四十一条を削る。

(四十一) 第四十一条に見出しとして「(出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果)」を付し、同条中「第十七条の二又は第六十四条」を「第十七条の二第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項

若しくは第四項」に、「第一百六十二条の二第一項及び第二項」を「第一百六十三条第一項及び第三項」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条の二第一項第一号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「取り下げられ」を「取り下げられ」に改め、同項に次の一号を加える。

五 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

第四十二条の二第二項中「同項」の下に「若しくは実用新案法第八条第一項」を加え、「第一百六十一条の三第三項」を「第一百六十二条第三項」に、「実用新案法」を「同法」に改め、同条第二項中「同項」の下に「若しくは実用新案法第八条第一項」を、「先の出願について出願公開」の下に「又、は実用新案掲載公報の発行」を加え、「実用新案法」を「同法」に改め、同条を第四十一条とする。

「第四十一条の二」第一項ただし書中「取り下げられ若しくは」を「取り下げられ、若しくは」に改め、「確定している場合」の下に「当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合」を加え、同条を第四十一条とする。

「第四十二条第二項中「出願をし若しくは」を「出願をし、若しくは」に改め、同項第一号中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

「第四十四条第二項ただし書中「第四十一条の一第四項」を「第四十一条第四項」に改める。

「第四十六条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第四項中「第一項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

「第四十九条中第四号を第五号とし、第一号から第二号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 その特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が第十七条第二項(第

十七条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき。

第五十条に次のただし書きを加える。

ただし、第十七条の一第一項第四号に掲げる場合において、第五十二条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

第五十二条の一第一項中「仮差押え若しくは仮処分の申請」を「仮差押命令若しくは仮処分命令の申立て」に改める。

第五十三条を次のように改める。

(補正の却下)

第五十二条 第十七条の一第一項第四号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第二項から第四項までの規定に違反しているものと出願公告すべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下

しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。
い。

3 第一項の規定による却下の決定に対しても、不服を申し立てることができない。ただし、

第一百二十二条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

24 第五十四条第二項を次のように改める。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による却下の決定に準用する。

25 第五十四条第二項を削る。

26 第六十四条第一項中「申立」を「申立て」に、「添附した」を「添付した」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の証明

第六十五条第一項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、「又は」を「又は」に改め、同条第二項中「訴訟において必要がある」を「訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認める」に改める。

第六十五条の二第二項中「第一百六十二条の二第三項」を「第一百六十二条第三項」に改める。

第六十七条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とする。

(4) 第六十七条の二「第一項第四号中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、「及び第二項」を削る。

(5) 第六十七条の二「第一項第一号及び第一号並びに第四項第五号並びに第六十八条の二中「第六十七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

(6) 第七十九条中「(第四十条の規定によりその特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手続補正書を提出した際)」を削る。

(7) 第八十一条第一項各号列記以外の部分中「第一百一十二条第一項若しくは」を「第一百一十三条第一項又は」に改め、「又は実用新案登録が第一百一十二条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」を削り、「特許又は実用新案登録が第一百一十二条第一項各号の一若しくは」を「特許が第一百一十二条第一項各号の一又は」に改め、「又は実用新案法第三十七条第一項各号の一若しくは第四十八条の十二第一項」及び「又は考案」を削り、「当該特許権又はその特許若しくは実用新案登録を無効

にした」を「その特許を無効にした場合における特許権又はその」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第一号として、同号の次に次の二号を加える。

三 前二号に掲げる場合において、第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

第八十条第一項第四号及び第五号を削る。

四 第百七条第一項中「同条第二項」を「同条第一項」に、「その期間」を「その延長の期間をえたもの」に改め、同項の表中「九千三百円」を「一万三千円」に、「千円」を「千四百円」に、「一万四千五百円」を「二万三百円」に、「千五百円」を「千百円」に、「二万九千円」を「四万六百円」に、「三千円」を「四千一百円」に、「五万八千円」を「八万一千円」に、「六千円」を「八千四百円」に、「十

「一万六千円」を「十六万一千四百円」に、「一万一千円」を「一万六千八百円」に、「一十三万一千円」を「三十二万四千八百円」に、「二万四千円」を「三万三千六百円」に、「四十六万四千円」を「六十四万九千六百円」に、「四万八千円」を「六万七千一百円」に改める。

（ア）第一百二十二条を次のように改める。

第一百二十二条 削除

（イ）第一百二十三条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 その特許が第十七条第二項（第十七条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十一条の二第二項又は第六十四条第二項（第一百五十九条第一項及び第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

第一百一十三条第一項に次の二号を加える。

七 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第一百一十六条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第一百二十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第一百二十四条第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

第一百一十五条ただし書中「**第一百一十三条第一項第五号**」を「**第一百一十三条第一項第六号**」に改める。

第百一十五条の二第一項第一号及び第二号中「第六十七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

第百一十六条第一項中「次に掲げる事項を目的とする場合に限り」を「第百一十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」に、「添附した」を「添付した」に改め、同項に次のた
だし書を加える。

ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

〔第一百二十六条第一項第三号中「明瞭」を「明りよう」に改め、同条第二項中「第一項第一号」を「第一項ただし書第一号」に改める。〕

〔第一百二十九条及び第一百三十条を次のよう改める。〕

〔第一百二十九条及び第一百三十条 削除〕

〔十五条の二第一項〕に改める。

〔第一百三十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の答弁書」を「第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。〕

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の訛明

第一百三十四条に次の二項を加える。

5 第百二十六条第二項から第四項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十一条第二項及び第四項並びに第一百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

第一百三十七条第一項中「第一百六十一条の一」を「第一百六十一条」に、「第一百六十一条の四第三項」

を「第一百六十四条第三項」に改める。

「第一百三十九条第一号中「(第一百六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てをした者を含む。以下同じ。)」を削る。

「第一百四十五条第一項中「第一百一十五条の二第一項又は第一百一十九条第一項」を「又は第一百一十五条の二第一項」に改める。

「第一百五十九条第一項中「第五十三条第四項中「第一百一十二条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第一百七八条第一項の訴を提起したとき」と「第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正(同項第四号に掲げる場合にあつては、第一百一十二条第一項の審判の請求前にしたものと除く。)が」と「第一百六十一条の二第二項及び第三項」を「第一百六十二条第一項及び第二項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

」の場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合(同項第四号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。)」と読み替えるものとする。

第一百五十九条第五項中「第一百六十一条の三第二項」を「第一百六十三条第二項」に、「第一百六十一条の四第一項」を「第一百六十四条第二項」に改める。

第一百六十一条中「第一百二十四条第一項及び第二項」を「第一百二十四条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第一百六十五条を削る。

第一百六十四条第一項中「同項各号」を「同項ただし書各号」に改め、同条第二項を削り、同条を第一百六十五条とする。

第一百六十二条及び第一百六十三条を削る。

第一百六十一条の四第一項中「第一百六十一条の二」を「第一百六十一条」に改め、同条第二項中「前条第一項において準用する」の下に「第五十三条第一項若しくは」を加え、同条を第一百六十四条とする。

第一百六十一条の三第一項中「第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは、「」を「第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正(同項第四号に掲げる場合にあつては、第一百二十一条第一項の審判の請求前にしたものと除く。)が」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「」に、「第一百六十一条の三第一項及び第三項」を「第一百六十三条第二項及び第三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とある

のは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合(同項第四号に掲げる場合にあつては、第一百二十一条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。)」と読み替えるものとする。

第一百六十一条の三を第一百六十二条とし、第一百六十一条の二を第一百六十一条とする。

第一百六十六条中「第一百二十四条第一項及び第二項」を「第一百二十四条第一項から第二項まで及び第五項」に改める。

第一百六十七条中「第一百一十五条の二第一項又は第一百一十九条第一項」を「又は第一百一十五条の二第一項」に改める。

第一百六十八条第一項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、「又は」を「又は」に改め、同条第二項中「訴訟において必要がある」を「訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認める」に改める。

第一百六十九条第一項中「、第一百一十五条の二第一項又は第一百一十九条第一項」を「又は第一百一十五条の二第一項」に改め、同条第三項中「、第一百一十二条第一項」を削る。

第一百七十四条第一項中「第一百二十四条第三項」を「第一百二十四条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第二項中「第一百三十三条」の下に「、第一百二十四条第一項、第二項及び第四項、第一百三十五条」を加え、「、第一百一十五条の二第一項又は第一百一十九条第一項」を「又は第一百一十五条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一百二十四条第三項」を「第一百二十四条第四項」に改め、「、第一百六十四条」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第一百七十八条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「、第一百五十九条第一項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定」を削り、「訴」を「訴え」に改め、同条第一項、第二項及び第六項中「訴」を「訴え」に

改める。

第一百七十九条ただし書中「第一百二十五条の二第一項若しくは第一百二十九条第一項」を「若しくは第一百二十五条の二第一項」に改める。

第一百八十四条の五第三項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第一百八十四条の九第七項中「第一百九十二条第二項第四号の二」を「第一百九十二条第二項第四号」に、「第十七条の二第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改める。

第一百八十四条の十一第二項中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に、「第十七条の二」を「及び第十七条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条」を「第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「添附した」を「添付した」に改め、「及びこれらの書類」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第一百八十四条の十一の二第一項中「第四十二条の二第四項及び第四十二条の三第二項」を「第

四十一条第四項及び第四十二条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十二条の二第三項」を「第四十二条第三項」に改め、同条第四項及び第五項中「第四十二条の二第一項の」を「第四十二条第一項の」に、「第四十二条の二第一項から第三項まで及び第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項」に、「第四十二条の二第一項及び第二项」を「第四十二条第一項及び第二项」に、「第四十二条の二第一項中」を「第四十二条第一項中」に改める。

第一百八十四条の十二中「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第四項」に、「同法第四十一条の五第一項」を「同条第一項」に改める。

第一百八十四条の十五の見出し中「国際特許出願」を「外国語特許出願」に改め、同条第一項中「日本語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき又は」を削り、「出願翻訳文若しくは」

を「出願翻訳文又は」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項の審判については、第十七条第一項ただし書、第一百三十四条第二項及び第一百五十五条第二項中「第一百一十二条第一項」とあるのは「第一百一十二条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百三十二条第一項、第一百四十五条第一項、第一百六十七条规定、第一百六十九条第一項及び第一百七十四条第二項中「又は第一百一十五条の二第一項」とあるのは「第一百一十五条の二第一項又は第一百八十四条の十五第一項」と、第一百七十九条中「若しくは第一百一十五条の二第一項」とあるのは「第一百一十五条の二第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」と、第一百九十三条第二項第七号中「若しくは第一百一十六条第一項」とあるのは「第一百一十六条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」とする。

第一百八十四条の十五第四項を削り、同条第五項中「国際特許出願」を「外国語特許出願」に、

「第一百一十六条第四項」を「第一百一十六条第一項及び第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一百八十四条の十六第五項中「、第一百八十四条の十一第四項」を削り、「第四十二条の二第二項」を「第四十二条第一項」に改める。

第一百八十五条中「第一百六十一条の三第三項」を「第一百六十二条第三項」に、「第八十条第一項第一号、第二号若しくは第五号」を「第八十条第一項」に、「第一百一十九条第二項及び第一百八十四条の十五第三項」を「第一百八十四条の十五第二項」に改め、「第一百一十六条第四項」の下に「(第一百一十四条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「第一百七十四条第三項」を「第一百七十四条第二項」に、「第一百一十条第一項第一号、第四号若しくは第五号」を「第一百一十条第一項」に改める。

第一百八十六条第二号中「又は第一百一十二条第一項」を削る。

第一百九十三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第四号の一中「第十七条の二第一号又は第二号」を「第十七条の二第一項第一号又は第二号」に改め、同号を同項第四号と

し、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「確定審決」の下に「(第一百二十三条第一項若しくは第一百一十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の一中「第一百六十一条の二」を「第一百六十二条」に改め、同号を同項第六号とする。

第百九十五条の三中「補正の却下の決定」を削る。

第一百九十六条第一項中「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「第一百六十一条の二第三項」を「第一百六十三条第三項」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第一百九十七条及び第一百九十八条中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第一百条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第一百二一条中「第一百六十一条の二第三項」を「第一百六十三条第三項」に、「第一百七十四条第一項

から第四項まで」を「第一百七十四条第一項から第三項まで」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第一百三条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第一百四条中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「一万四千円」を「二万円」に改め、同表第四号中「四万九千円」を「七万四千円」に改め、同表第五号中「五万六千二百円」を「八万四千三百円」に、「千八百円」を「三千七百円」に改め、同表第六号中「(請求公告に係る異議の申立てを含む。)」を削り、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同表第七号中「三万一千円」を「四万円」に改め、同表第八号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第九号中「二万一千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第十号中「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第十一号及び第十二号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に次の一号を加える。

十二	明細書又は図面の訂正の請求をする者
	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円 を加えた額

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項の表中「六千百円」を「八千五百円」に、「七百円」を「千円」に、「一万三千百円」を「一万六千九百円」と、「千四百円」を「二千円」に、「二万四千二百円」を「三万三千八百円」に、「一千八百円」を「四千円」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「一万千円」を「一万七千円」に改め、同表第四号中「三万五千円」を「四万六千五百円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表第五号中「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第六号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第七号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第八号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第九号中「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第十号中

「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

第三条 実用新案法の一部を次のように改正する。

「目次中「(第一条・第二条)」を「(第一条—第二条の五)」に、「(第二条—第九条)」を「(第二条—第十三条)」に、「第二章 審査(第十条—第十三条)」を「第二章 実用新案技術評価(第十二条・第十三条)」に、「第三章の二 出願公開(第十三条の二・第十三条の三)」を削り、「(第三十二条—第三十四条)」を「(第三十二条—第三十六条)」に、「(第三十五条—第四十一条)」を「(第三十七条—第四十二条)」に、「第六章の二」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

② 第一章中第一条の次に次の四条を加える。

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」とい

う。)をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、図面又は要約書について補正をすることはできない。

2 前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべき」と命ずることができる。

一 手続が第二条の五第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第七条第一項から第二項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を納付しないとき。

四 手続について第五十四条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 第一項本文及び前項の規定による補正(登録料及び手数料の納付を除く。)をするには、手続補正書を提出しなければならない。

(手続の無効)

第一条の三 特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべき」とを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を無効にすることができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第一条の四 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。
 - 二 審判を請求すること。
 - 三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。
 - 2 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。
- (特許法の準用)
- 第一条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。
 - 2 特許法第七条から第十六条までの規定は、手続に準用する。
 - 3 特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用する。

第三条の二第一項中「出願公告又は」を「第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は出願公告若しくは」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第二項中「（昭和三十四年法律第二百二十一号）」を削り、「又は出願公開」とあるのは「出願公開」を「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開」に、「添附した」を「添付した」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（補正命令）

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができ
る。

一　その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二　その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができるないものであるとき。

三　その実用新案登録出願が第五条第五項第三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四　その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

第七条第二項中「実用新案登録出願人の協議により定めた一の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは」を削り、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第三章を削る。

第九条第一項中「、第四十条から第四十一一条まで(明細書等の補正と要旨変更)」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条第一項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第二項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第三項ただし書中「第七条の二第四項」を「第八条第四項」に、「特許法第二十条第四項」を「同法第三十条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の二第一項ただし書中「取り下げられ若しくは」を「取り下げられ、若しくは」に改め、「確定している場合」の下に「、当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合」を加え、同条を第九条とする。

第七条の二第一項第一号中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に、同項第三号中「取り下げられ」を「取り下げられ」に改め、同項に次の二号を加える。

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

第七条の二第一項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」を加え、「第九条第一項において準用する特許法」を「第十二条第一項において準用する同法」に、「第三十九条第三項、特許法」を「同法」に改め、同条第三項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」を加え、「出願公告又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行」に改め、「時に当該先の出願について」の下に「実用新案掲載公報の発行又は」を加え、「特許法」を「同法」に改め、同条を第八条とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章 実用新案技術評価

(実用新案技術評価の請求)

第十一條 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第二号及び第一項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という。)を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

4 特許法第四十七条第一項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。

5 第一項の規定による請求は、取り下げることができない。

第十三条 特許庁長官は、実用新案掲載公報の発行前に実用新案技術評価の請求があつたときは当該実用新案掲載公報の発行の際又はその後遅滞なく、実用新案掲載公報の発行後に実用新案技術評価の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

第二章の二を削る。

第十四条第一項及び第二項を次のように改める。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又

は無効にされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

- 一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 実用新案登録出願の番号及び年月日
 - 三 考案者の氏名及び住所又は居所
 - 四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容
 - 五 願書に添付した要約書に記載した事項
 - 六 登録番号及び設定の登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 第十四条に次の一項を加える。

4 特許法第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第十四条の次に次の二条を加える。

(明細書又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第二百五十六条第一項の規定による通知があつた後(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることはできない。

2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条

四二

第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。

4 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

5 特許法第百二十七条及び第百二十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十五条第一項中「出願公告の日から十年」を「実用新案登録出願の日から六年」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十一第一項又は特許法第百二十三条第一項若しくは」を「特許法第百二十三条第一項又は」に改め、「実用新案登録又は」を削り、「第三十七条第一項各号の一若しくは第四十八条の十一第一項又は特許法第一百二十二条第一項各号の一若しくは」を「同法第一百二十二条第一項各号の一又は」に改め、「考

案又は」を削り、「当該実用新案権又はその実用新案登録若しくは特許を無効にした」を「その特許を無効にした場合における実用新案権又はその」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 前二号に掲げる場合において、特許法第一百一十二条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

第二十条第一項第五号を削る。

第二十七条第一項中「おそれがある者」の下に「(以下「侵害者等」という。)」を加える。
第二十九条の次に次の二条を加える。

(実用新案技術評価書の提示)